

## 登別市観光大使設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、登別市の観光施設や各種イベントの話題を宣伝していただくとともに、登別市の観光振興に資する情報を収集し提供していただくため「登別市観光大使」を設置し、登別市の観光振興に寄与することを目的とする。

### (委嘱)

第2条 登別市観光大使の対象者は、登別市の観光振興に資する活動を行うことができると市長が認めた人に市長が委嘱する。

### (業務)

第3条 登別市観光大使の業務は、次のとおりとする。

- (1) 様々な機会を通して、登別市の観光情報を宣伝すること。
- (2) 登別市の観光振興に役立つ情報を収集し提供すること。

### (任期及び再任)

第4条 登別市観光大使の任期は、2年とする。ただし、本人の同意が得られた場合は、委嘱状を交付せず再任することとする。

### (報酬)

第5条 登別市観光大使の委嘱に伴う報酬については、無償とする。

### (事務)

第6条 登別市観光大使に関する事務は、観光経済部観光振興グループにおいて処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。